

## 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会役職員の職務上の倫理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）の役員（常勤理事に限る。）及び協会に勤務する全ての者（以下「役職員」という。）の職務に係る倫理を保持することにより、協会の職務の執行が公正に行われることを担保し、もって協会に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる、売買、賃貸借、請負、準委任その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申し込みをしている事業者等及びこれらの契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として代表理事が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

4 役職員に協会内で異動があった場合において、過去3年間に就いていた職に係る利害関係者も、その職員の利害関係者とみなす。

5 他の役職員の利害関係者が、その職に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るため、その役職員と接触していることが明らかな場合においては、その役職員の利害関係者であるものとみなす。

### (代表理事の責務)

第3条 代表理事は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

二 役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

三 役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

四 研修その他の施策により役職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

### (倫理監督者)

第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、協会に倫理を監督する者（以下「倫理監督者」という。）を置く。

2 倫理監督者は、総務局長とする。

3 倫理監督者は、各局に倫理監督者代行を指名し、職務権限を委任することができる。

(倫理監督者の責務等)

第5条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 役職員から本規程に関して相談等を受けた場合に、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 役職員が特定の者と社会の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 代表理事を助け、役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 四 この規程等に違反する行為があった場合にその旨を代表理事に報告すること。

(倫理行動規範)

第6条 役職員は、みなし公務員であることをふまえ、その使命を自覚し、社会から疑惑や不信を招かないよう常に高い倫理観を持ち、次の各号に掲げる規範に反することがないよう行動しなければならない。

- 一 職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 二 役職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 三 役職員は、法令及び協会の規程等（以下「法令等」という。）により与えられた権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 四 役職員は、協会の公共的性格を自覚し、誠実かつ公正な職務の遂行について、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 五 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が協会の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- 六 役職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守し、適正に執行しなければならない。
- 七 役職員のうち、役員及び公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会職員給与規程第 12 条に規定する管理職手当を受給する者（以下「管理監督者」という。）は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分に自覚し、所属職員に対する指導監督を怠ってはならない。
- 八 役職員は、職務の遂行に当たって不正や不祥事を知った時は、直ちに管理監督者に報告し、管理監督者は、隠蔽することなく顕在化させ、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(禁止行為)

第7条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から供応接待を受けること。
- 二 利害関係者と共に麻雀などの遊技、ゴルフ又は旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- 三 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（中元、歳暮、せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- 四 利害関係者に本来自らが負担すべき債務を負担させること。

- 五 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
  - 六 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - 七 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
  - 八 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
  - 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
  - 二 概ね20人程度以上の者が出席する立食パーティー等（飲食物が提供される会合であって立食形式又はこれに準ずる形式で行われるもののうち、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招く恐れがないと認められるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者ととも飲食をすること並びに利害関係者から飲食物の提供及び記念品の贈与を受けること。
  - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること及び茶菓の提供を受けること。
  - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
  - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
  - 六 自己の飲食に要する費用を自ら負担して、利害関係者と共に飲食をすること（ただし、自己の飲食に要する費用の額が明らかであって、適正な負担をする場合に限る。）。
  - 七 利害関係者が主催又は関与する団体から当該利害関係によらず表彰を受け、表彰式において利害関係者から飲食物の提供並びに当該表彰に係る賞金及び賞品の贈与を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員（同項第9号に掲げる行為にあっては第三者。以下この項において同じ。）が利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第8条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することできない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との接触の規制)

第9条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受け等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者以外であっても、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第10条 役職員は、協会の他の役職員の第7条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役職員（第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第3者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 役職員は、協会において役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは協会に属する役職員が法若しくは法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 役職員は、管理職及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督者が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第11条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を飲食届出書（様式第1号）をもって倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食するとき
- 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第12条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をしようとする場合は、講演等承認申請書（様式第2号）をもって、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第13条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第14条 役職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として別途定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において協会の役職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価格が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書（様式第3号）を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、倫理監督者又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

- 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価値
- 二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- 三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- 四 前三号に掲げるもののほか別途定める事項

(適正な事務処理の確保)

第15条 役職員は、法令等に基づき適正に事務処理がなされているかどうか、常に点検を行い、不適正な事務執行の未然防止に努めなければならない。

- 2 管理監督者は、会計事務処理が常に適正に行われるよう、所属職員を指導監督するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理監督者は、協議会、実行委員会その他協会が会計事務を業務として行う団体の会計事務処理を行う場合は、適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。